

(宮古島市)合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付の流れ(申請者向け)

1 浄化槽設置費の補助が受けられるかの(事前)確認

申請者 → 宮古島市役所 衛生施設課
(電話:0980-75-5339)

↓
対象と判断(※仮)
(※浄化槽の設置に
ついては保健所の
許可が必要なため
保健所が設置を不
許可とした場合は
対象外となる。)

↓
対象外と判断 → 終了

【次の各号に該当する者は補助金交付の対象外です】(宮古島市合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱第3条第2項)

- (1) 新築の住宅及び併用住宅を建設する者
- (2) 浄化槽法第5条第1項に基づく設置の届出の審査又は建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項に基づく確認を受けずに、合併処理浄化槽を設置する者
- (3) 住宅等を借りている者で賃貸人の承諾が得られない者
- (4) 公共機関による道路拡幅事業等で物件補償を受けた者
- (5) 合併処理浄化槽の設置場所が公共下水道事業計画認可区域及び農業集落排水事業施工区域又は漁業集落排水事業施工区域である者
- (6) 住宅開発による建売住宅、営業を目的とする賃貸アパート、マンションを建設する者
- (7) 用途が、事務所・店舗等のみの建築物。ただし、住居が併用している場合はこの限りでない。

※補助を受けるためには宮古島市に住民登録をしている必要があります。

2 浄化槽設置に関する届出

申請者 → 宮古保健所
(電話:0980-72-3501)

3 浄化槽設置の許認可

宮古保健所 → 申請者

↓
許可

↓
不許可 → 浄化槽設置補助対象外となり終了

※保健所が許可しても市の許可が下りる前に着工した場合は無効となります。

4 合併処理浄化槽補助金交付申請書類の提出

申請者 → 宮古島市役所 衛生施設課

↓
交付対象と判断

↓
交付対象外と判断 → 棄却・終了

5 「合併処理浄化槽補助金交付決定通知書」の交付

宮古島市役所 衛生施設課 → 申請者

6 浄化槽設置工事の完了

7 合併処理浄化槽補助金実績報告書類の提出

申請者 → 宮古島市役所 衛生施設課

8 現場確認(施工業者立ち合いのこと)

宮古島市役所 衛生施設課 → 申請者

↓
申請どおり設置と判断

↓
申請と異なる設置と判断 → 棄却・終了

9 「合併処理浄化槽補助金交付額確定通知書」を交付

宮古島市役所 衛生施設課 → 申請者

10 合併処理浄化槽補助金の支払い(振込)

宮古島市役所 衛生施設課 → 申請者